

令和7年第2回おいらせ町議会定例会 議案書添付参考資料

| No. | 内 容 | 頁 |
|-----|---|----|
| 1 | 諮問第2号関係 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 52 |
| 2 | 議案第43号関係 おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて | 53 |
| 3 | 議案第44号関係 おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（抜粋） | 54 |
| 4 | 議案第45号関係 おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（抜粋） | 57 |
| 5 | 議案第46号関係 おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表（抜粋） | 60 |
| 6 | 議案第47号関係 神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について 入札一覧表 | 61 |
| 7 | 議案第48号関係 下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について 入札一覧表 | 62 |

1 諮問第 2 号関係

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏 名 さ とう おさむ
 佐 藤 修

2 議案第43号関係

おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

任命する者の住所、氏名、生年月日

| | | | | | |
|---|---|----|-----|----|----|
| 氏 | 名 | まつ | ばやし | よし | かず |
| | | 松 | 林 | 義 | 一 |

3 議案第44号関係

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。) <u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子</u>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項</p> | <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者は、次に掲げる<u>職員が、規則の定めるところにより、その子</u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子<u>のある職員</u></p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子<u>のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる<u>職員が、規則の定めるところにより、その子</u>(民法(明治</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）<u>」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、<u>当該職員</u>が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に同法第6条の4第1号に規定する養育里親として同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）<u>を養育する」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p> |
| <p>3 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> | <p>3 略 （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> |
| <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまで</u>の子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> | <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> |
| <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期</p> | <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4に規定する里親を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> | <p>に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている同法第6条の4に規定する里親を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> |

4 議案第45号関係

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、同条並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項の</u>規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。<u>次条及び第25条第2項において同じ。</u>)</p> <p>(<u>第1号部分休業</u>の承認)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条第1項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項(育児休業法第11条第2項において準用する場合を含む。)、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、同条並びに第19条第1項<u>及び第2項の</u>規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(<u>部分休業</u>の承認)</p> <p>第20条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。))の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条第1項の育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> | <p>を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> |
| <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の育児時間を承認されている場合にあつては、当該5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> | <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の育児時間を承認されている場合にあつては、当該5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> |
| <p><u>（第2号部分休業の承認）</u></p> | <p><u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u></p> |
| <p><u>第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> | <p><u>第21条 職員が、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</u></p> |
| <p><u>（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> | <p><u>2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> |
| <p><u>（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> | |
| <p><u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> | <p><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p> |
| <p><u>第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> | <p><u>第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</u></p> |
| <p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）</u></p> | |
| <p><u>第23条 育児休業法第19条第2項第2号の</u></p> | |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p><u>条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p><u>第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずることとなつたこととする。</u></p> <p><u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u></p> <p><u>第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。</u></p> <p><u>2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</u></p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p><u>第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> | <p>(委任)</p> <p><u>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> |

5 議案第46号関係

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(園路及び広場)</p> <p>第36条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 略</p> | <p>(園路及び広場)</p> <p>第36条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 略</p> |

6 議案第47号関係
神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について

入 札 一 覧 表

| | | | |
|----------------------|------------------------|-------------|-------------|
| 開 札 執 行 日 | 令和 7年 5月21日 | | |
| 入 札 執 行 者 | 財政管財課長 田中 淳也 | 入札立会者 | 会計管理者 澤頭 則光 |
| 番 号 ・ 件 名 | 工 事 第 10 号 神明橋橋梁補修工事 | | |
| 納 品 場 所 | おいらせ町 阿光坊 地内 | | |
| 入札書比較価格 (予定価格の税抜) | 金 116,920,000 円 | | |
| 予定価格(税込) | 金 128,612,000 円 | | |
| 入 札 者 氏 名 | 入 札 結 果 順位 | 金 額 | 備 考 |
| 株式会社柏崎組 | 1 | 111,200,000 | 落札 |
| 株式会社三村興業社 | 9 | 116,920,000 | |
| 株式会社カネヒロ | 9 | 116,920,000 | |
| 川口建設株式会社 | 8 | 116,900,000 | |
| 有限会社山崎土建 | 4 | 116,000,000 | |
| 株式会社種市建業 | 4 | 116,000,000 | |
| 株式会社佐藤建設工業 | 3 | 115,800,000 | |
| 丸井重機建設株式会社 | 2 | 114,500,000 | |
| 株式会社福萬組 | 4 | 116,000,000 | |
| 有限会社中村建設 | 4 | 116,000,000 | |

落札額 111,200,000円 (税抜) 契約額 122,320,000円 (税込)

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。

7 議案第48号関係

下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について

入 開 札 一 覧 表

| | | | |
|----------------------|------------------------------|------------|-------------|
| 開 札 執 行 日 | 令和 7年 5月21日 | | |
| 入 札 執 行 者 | 財政管財課長 田中 淳也 | 入札立会者 | 会計管理者 澤頭 則光 |
| 番 号 ・ 件 名 | 工 事 第 22 号 下田公園野球場クレイ舗装等改修工事 | | |
| 納 品 場 所 | おいらせ町 | 西後谷地 | 地内 |
| 入札書比較価格 (予定価格の税抜) | 金 89,270,000 円 | | |
| 予定価格(税込) | 金 98,197,000 円 | | |
| 入 札 者 氏 名 | 入 札 結 果 順位 | 金 額 | 備 考 |
| 株式会社柏崎組 | 8 | 89,270,000 | |
| 株式会社三村興業社 | 8 | 89,270,000 | |
| 有限会社リミックス | 2 | 87,600,000 | |
| 下道建設株式会社 | 3 | 88,500,000 | |
| 株式会社カネヒロ | 8 | 89,270,000 | |
| 川口建設株式会社 | 5 | 89,000,000 | |
| 有限会社山崎土建 | 5 | 89,000,000 | |
| 有限会社新組工業 | 7 | 89,200,000 | |
| 有限会社新幸建設 | 4 | 88,550,000 | |
| 株式会社種市建業 | 1 | 84,800,000 | 落札 |

落札額 84,800,000円 (税抜) 契約額 93,280,000円 (税込)

※ 入札書比較価格及び入札金額には消費税額が含まれていない。